

定額複利預金規定

令和2年3月現在
(令和2年3月1日 改定)

〔普通型〕

定額複利預金のうち自動継続扱い以外のものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

1. (預金の支払時期)

定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

3. (一部支払い)

(1) この預金については、預入日の6か月後の応当日以降、申出に基づき元金の一部について払出しの取扱い(以下「一部支払い」といいます。)をします。

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(2) 一部支払いをするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書あるいは通帳とともに取引店に提出してください。

この場合、一部支払金額は、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 一部支払いをする場合、その利息は一部支払金額、預入日から一部支払日の前日までの日数および預入期間に応じた前条第1項の利率によって計算し、一部支払金額とともに支払います。

(4) 一部支払い後の残りの金額の利息は、預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および残りの金額に適用される預入日における前条第1項の預入期間に応じた利率によって計算します。

ただし、この預金の利率について、別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

なお、残りの金額について再度、一部支払いをした場合には、一部支払金額について前項により取扱います。

以上

〔自動継続型〕

定額複利預金のうち自動継続扱いのものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

4. (自動継続)

(1) 定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は証書あるいは通帳記載の最長預入期限に前回と同一の定額複利預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について、別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

5. (預金の支払時期等)

この預金は、預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限）の前日までの日数および預入期間に応じた利率（継続後の預金については第4条第2項の利率）によって6か月複利の方法で計算します。

(2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、継続日に指定口座に入金するかまたは継続日に元金に組入れて継続します。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書あるいは通帳とともに提出してください。

(4) 解約するときのこの預金の利息は、元金とともに支払います。

(5) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。

なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(6) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

7. (一部支払い)

(1) この預金については、預入日の6か月後の応当日以降、申出に基づき元金の一部について払出しの取扱い（以下「一部支払い」といいます。）をします。

(2) 一部支払いをするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書あるいは通帳とともに取引店に提出してください。

この場合、一部支払金額は、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 一部支払いをする場合、その利息は一部支払金額、預入日から一部支払日の前日までの日数および預入期間に応じた前条第1項の利率によって計算し、一部支払金額とともに支払います。

(4) 一部支払い後の残りの金額の利息は、預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および残りの金額に適用される預入日における前条第1項の預入期間に応じた利率によって計算します。

ただし、この預金の利率について、別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

なお、残りの金額について再度、一部支払いをした場合には、一部支払金額について前項により取扱います。

(5) この預金の一部が支払いされたときは、その残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

8. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上